

令和5年

第7回農業委員会総会議案書

令和5年7月20日(木)

大竹市農業委員会

令和5年第7回農業委員会総会

1 日 時 令和5年7月20日(木)
午前10時00分～午前10時55分

2 場 所 大竹市役所3階大会議室

3 出席委員 (農業委員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
1	正木 静夫	6	石井 昌嗣
2	佐多 亜也子	7	東田 保夫
3	齋藤 忠昭	8	丸小 操
4	中村 昭彦	9	橋村 實男
5	平尾 泰子		

(最適化推進員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名
	上野 克己		中村 嗣孝

4 (欠席委員)

議席番 号	氏 名	議席番 号	氏 名

5 出席職員

職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	前田 新吾	事務局主幹兼農地係長	藤本 英樹
事務局書記	金山 明男		

令和5年第7回農業委員会総会日程

1 日 時 令和5年7月20日(木) 午前10時00分

2 場 所 大竹市役所 3階大会議室

3 議事日程

上程順序	議事番号	内 容
日程第1	選 第 1 号	大竹市農業委員会会長の互選について
日程第2	選 第 2 号	大竹市農業委員会会長職務代理者の互選について
日程第3		議席の指定について
日程第4		議事録署名人の指名について
日程第5		調査担当地区について
日程第6	議案第22号	大竹市農地利用最適化推進委員の委嘱について
日程第7	報告第10号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
日程第8	報告第11号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について

4 会議の公開

総会は、「農業委員会等に関する法律」(昭和26年法律第88号)第32条の規定により、公開で行います。

事務局長

本日は、新しい農業委員会委員による、初めての総会となりますので、開会の前に、事務局の紹介と総会の運営について、簡単にご説明いたします。

私は、事務局長の前田と申します。よろしくお願いいたします。

事務局長補佐兼農地係長の藤本と申します。よろしくお願いいたします。

事務局の金山と申します。よろしくお願いいたします。

もうひとり、農林水産係長の野島という者が農業委員会の事務局ということになっておりますが、本日は欠席となっております。

事務局（藤本）

それでは、総会の運営について、私からご説明させていただきます。

農業委員会総会は、大竹市農業委員会会議規則に基づき、開催することになります。

委員の発言については、会議規則第10条第1項により「委員は、議題について自由に質疑又は意見を述べることができる。」、第2項により「委員会の発言は会長の許可を受けてしなければならない。」、第3項により「発言はすべて簡明にし、議題外にわたり又はその範囲をこえてはならない。」となっております。発言の際は、会長の指名を受けてから、議案審議に関係のない発言はしないようお願いいたします。

さて、本日の総会では、会長の互選や担当地区割りの決定、また、農地利用最適化推進委員の委嘱など、新しい農業委員会の体制に関する案件を審議・決定していただくこととなります。

次に、現在お座りいただいております議席についてご説明いたします。ただいまの議席は仮の議席となっております。正式な議席につきましては、会長が選出された後に、会議規則第5条第1項の規定により、会長が指定することとなっております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

事務局長

それでは、これから令和5年第7回農業委員会総会を開催いたしたいと思っております。皆様、ご起立ください。一同互礼。ご着席ください。

本総会は、農業委員任命後、初めての総会となります。地方自治法第107条の規定では、「議長、副議長の選挙を行う場合において、議長の職務を行う者がいないときは、年長の議員が臨時に議長の職務を行う。」とありますので、会長が選出されるまでの間は、この規定を準用し、本日の出席委員の中で年長の委員に臨時会長の職務を行っていただくこととなります。

本日出席委員の中で、年長の委員は橋村 実男委員となりますので、臨時会長の役目をお願いいたしましたと思っております。橋村委員、会長席へお願いします。

橋村臨時会長

失礼いたします。ただいまご紹介をいただきました、橋村でございます。

会長が選出されるまで、臨時に会長の職務を務めさせていただきますので、皆様、よろしくお願いいたします。

新しい農業委員会は、今回が初めての会議となりますので、開会に先立ちまして、それぞれ自己紹介をしていただきたいと思います。それでは、大変恐れ入りますが、

仮議席1番の方から自己紹介をお願いいたします。

正木委員

正木 静夫と申します。よろしくお願いいたします。

丸小委員

丸小 操と申します。よろしくお願いいたします。

東田委員

東田 保夫と申します。よろしくお願いいたします。

石井委員

石井 昌嗣と申します。よろしくお願いいたします。

平尾委員

平尾 泰子と申します。よろしくお願いいたします。

中村委員

中村 昭彦と申します。よろしくお願いいたします。

齋藤委員

齋藤 忠昭と申します。よろしくお願いいたします。

佐多委員

佐多 亜也子と申します。よろしくお願いいたします。

橋村臨時会長

ありがとうございました。

それでは、本日の出席委員は9名中9名で定足数に達しておりますので、これより、令和5年第7回大竹市農業委員会総会を開会いたします。

それでは、議案書2ページをお開きください。選第1号大竹市農業委員会会長の互選についてを議題といたします。本件について事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、日程第1「選第1号 大竹市農業委員会会長の互選について」をご説明いたします。

会長の互選は、大竹市農業委員会規程第4条第1項に「会長及び会長の職務代理者の互選または、その他の代表者の指名は選挙によって行う。ただし、委員中に異議のないときは指名推薦の方法によることができる。」と規定されております。

はじめに、委員のみなさんにより、選挙によるか、指名推薦によるか、選出方法をご協議いただく必要がございます。

なお、指名推薦の場合は、1点目として「指名の推薦によって選出すること」、2点目として「選出委員を定めて被指名人の選出を委任する。または、会長において指名するなど、指名の方法を定めること」、3点目として「指名をされた方を当選人にすること」、以上の3点について、各委員に1人の異議もないことが前提となります。

1人でも投票という声がありましたら、選挙で選出ということになります。

以上でございます。

橋村臨時会長

ただいま、事務局長から説明がありましたが、会長の互選について、選挙とするか

指名推薦とするか、決定する必要がありますので、皆様のご意見を申し上げます。

石井委員

はい。

橋村臨時会長

仮議席 4 番石井委員。

石井委員

指名推薦がいいと思います。

橋村臨時会長

ただいま、石井委員から、会長の互選は、指名推薦との提案がありましたが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

意義がないようですので、指名推薦としますが、指名方法はいかがでしょうか。

石井委員

はい。

橋村臨時会長

仮議席 4 番石井委員。

石井委員

できれば正木さんに続投をお願いしたいんですがどうでしょうか。

橋村臨時会長

正木さんいかがでしょうか。

正木委員

指名をいただいたんですけども私も最近 75 歳と高齢となりまして、病院に行く回数も多くなり、3 年間勤め上げることができるかなという心配があります。大変ありがたい話ではございますが、できれば、どなたか若い人にやっていただければと思うのですがいかがでしょう。

ほかにされる方がいらっしゃられなければ引き受けようかと思えます。

橋村臨時会長

それでは、正木委員からお話がありましたが、正木委員のお話に対して意見はありますでしょうか。

石井委員

ぜひ、正木委員に続投をお願いします。

橋村臨時会長

他に引き受けられる方がいなければ正木委員に続投をお願いするということになります。よろしいでしょうか。

(全員の了承、異議なしの声などと拍手)

橋村臨時会長

それでは、正木委員を会長として決定いたします。正木会長、就任のごあいさつをお願いいたします。

正木会長

ただいま、皆様から会長に選任されました正木でございます。今後ともよろしくお

願いいたします。

橋村臨時会長

どうもありがとうございました。ここまでが臨時会長の役目となります。

それでは、正木会長と交代します。

議事の都合で、暫時、休憩いたします。

(暫時休憩)

正木会長

それでは、総会を再開させていただきます。議案書の3ページをお開きください。選第2号大竹市農業委員会会長職務代理者の互選についてを議題といたします。本件について事務局の説明をお願いします。

事務局長

それでは、日程第2「選第2号 大竹市農業委員会会長職務代理者の互選について」をご説明いたします。

本件につきましては、会長選出の際と同様でございますので、あらかじめ選挙か指名推薦かの選出方法のご協議をいただき、指名推薦でなければ、選挙ということになりますので、よろしく願いいたします。

正木会長

ただいま事務局長から説明がありましたが、会長職務代理者の互選の方法について、選挙とするか指名推薦とするか決定する必要がありますので、ご意見ををお願いします。

橋村委員

選出委員などを決めるのが、なかなか難しいと思いますので、会長の指名を提案したいと思うのですがいかがでしょうか。

(異議なしの声)

正木会長

異議なしとのことですので、会長職務代理者の互選は、指名推薦とし、推薦方法は、会長の指名といたします。

それでは、私の方から会長について推薦をいたしますのでよろしく願いいたします。石井委員、会長としてお願いしたいのですが、皆様いかがでしょうか。

(異議なしの声)

正木会長

それでは、石井委員を会長職務代理者として決定いたします。石井委員、就任のごあいさつをお願いいたします。

石井委員

ただ今、会長から指名を受けましたので、職務代理者として責任を持って職務を全うしたいと思います。

正木会長

どうもありがとうございます。それではよろしく願いいたします。

議事の都合で、暫時、休憩いたします。

(暫時休憩)

正木会長

それでは、総会を再開いたします。

議案書の4ページをお開きください。日程第3「議席の指定について」を議題といたします。

各委員の議席は、大竹市農業委員会会議規則第5条第1項の規定により、会長において指定いたしますが、指定に先立って事務局長から考え方を説明させます。

事務局長

議席につきましては、大竹市農業委員会会議規則で、会長が定めることになっております。

慣例により、1番が会長、2番以下を他の委員という順番で考えます。

市議会の例では、当選回数の少ない順、当選回数と同じ場合は、生年月日の若い順とする慣例になっております。

農業委員会においてもこの慣例に準じ、委員の在籍回数の少ない順、委員の在籍回数が同じ場合は、生年月日の若い順と考えております。

正木会長

それでは、事務局の考えに沿って、これより会長において、各委員の議席を指定いたします。

委員各位の氏名と、その番号を事務局長に朗読させます。

事務局長

それでは、各委員の議席を朗読いたします。

1番 正木静夫委員、2番佐多亜也子委員、3番齋藤忠昭委員、4番中村昭彦委員、5番平尾泰子委員、6番石井昌嗣委員、7番東田保夫委員、8番丸小操委員、9番橋村實男委員 以上でございます。

正木会長

ただいま朗読しましたとおり、議席を指定いたします。

議事の都合で、暫時、休憩いたします。休憩後は、先ほど指定された議席に着席をお願いします

正木会長

それでは、総会を再開いたします。

続きまして、日程第4「本日の議事録署名委員の指名」を行います。

議事録署名委員は、大竹市農業委員会会議規則第17条第2項の規定により、会長において、6番 石井 昌嗣 委員、7番 東田 保夫 委員を指名いたします。

正木会長

続きまして、議案書の5ページをお開きください。日程第5「調査担当地区について」を議題といたします。事務局に説明を求めます。

事務局長

それでは、「調査担当地区について」をご説明いたします。調査担当地区につきましては、大竹市農業委員会委員名簿及び調査担当地区表（案）のとおりにさせていただきます。と思っております。

これは、農地法等による申請等がありました際に、主担当地区農業委員として調査をしていただく地区を決定するものでございます。個人、個人の担当地区につきましては、配布しておりますとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

正木会長

ただいまの説明について、質疑及び意見はございませんか。7番東田委員。

東田委員

調査担当地区ということですが、調査以外の利用相談など農業委員の全般的な活動についての担当ということでしょうか。

正木会長

事務局長お願いします。

事務局長

おっしゃるとおり担当地区内の全般的な活動に関する担当ととらえていただけたらと思います。それと地区の割り当て以外に委員の欠員や所用等で欠席する場合は隣地区の委員をはじめとした別の委員をお願いすることもありますのでよろしくお願い致します。

正木会長

そのほか質疑および意見はありますか。

(異議なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。よって、調査地区担当表のとおり決定いたします。

続きまして、議案書の6ページをお開きください。

議案第22号「大竹市農地利用最適化推進委員の委嘱について」を審議いたします。

事務局に説明を求めます。

事務局長

農業委員会等に関する法律等に基づき、令和5年3月17日から4月14日の期間で農地利用最適化推進委員の公募を行ったところ、議案に記載のとおり上野 克己さん、中村 嗣孝 さんのお二人から届出がありました。

お二人とも農地利用最適化推進委員は、初めてではありますが、上野 克己 さんは、以前、農業委員としても活躍されました。

また、中村 嗣孝 さんは、現在、松ヶ原財産区議員としてもご活躍されています。

お二人とも、農業経営をされ、農業に対する見識や熱意をお持ちで、これからの農地利用の調整を進めていける方であると考えております。

以上でございます。

正木会長

ただいまの説明について、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。よって、議案第22号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認されました。推進委員の委嘱書の交付式は、本総会が終了してから、行います。

続きまして、日程第7 報告第10号「農地法第4条 第1項 第7号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、報告第10号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

こちらは2件ございますが、同一の土地所有者からの届出で、変更後の用途が異なるため、個別に届出がなされたものですので、一括してご説明させていただきます。

議案書は 7 ページ、地図は 8 ページをご覧ください。

届出地は、白石一丁目の2筆、登記地目は畑、現況は休耕地、面積は111㎡と10㎡となっており、申請地を倉庫敷地及び公衆用道路として利用する目的で転用するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

7月4日にこの届出を受理しております。

以上でございます。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

（異議なしの声）

質疑及び意見は「なし」と認めます。

続きまして、日程第8 報告第11号「農地法第5条 第1項 第6号の規定による農地転用届出の専決処理について」を議題といたします。

本件について、事務局より説明を求めます。

事務局（藤本）

それでは、報告第11号について、事務局長において専決処理しましたのでご報告いたします。

こちらは2件ございますので、順に説明させていただきます。

まず順位1の件ですが、議案書は 9 ページ、地図は 10 ページをご覧ください。

届出地は西栄三丁目の4筆、登記地目は畑、現況は畑、面積は4筆合計で732㎡です。

転用目的は譲受人が申請地を資材置き場として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

7月7日にこの届出を受理しております。

続きまして順位2の件です。議案書は同じく 9 ページ、地図は 11 ページをご覧ください。

届出地は、御園二丁目の1筆、登記地目は田、現況は畑、面積は516㎡です。

転用目的は譲受人が申請地を住宅用地として利用する目的で取得するものです。

地区担当委員さんから、転用による近隣の農地への支障はないというご意見を頂いております。

7月10日にこの届出を受理しております。

正木会長

本件につきまして、質疑及び意見はございませんか。

(質疑なしの声)

質疑及び意見は「なし」と認めます。

お諮りいたします。本日議決された案件のうち、字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に委任されたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって、案件のうち字句、数字その他、整理を要するものにつきましては、その整理を会長に、委任することに決定されました。

以上をもちまして、令和5年 第7回大竹市農業委員会総会を閉会いたします。

事務局長

ご起立ください。一同、ご礼。ありがとうございました。